

<b>① 件名</b>	石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業の実施について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	<p><b>【背景】</b>                  介護保険法改正により、平成27年4月1日から新しい介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、多様な主体が参画し、多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みとなった。</p> <p><b>【目的】</b>                  要支援認定を受けた者又は基本チェックリストによる事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し、多様な主体による訪問型サービスとして、軽度な生活援助を提供することにより、当該要支援者等が、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するもの。</p>
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	<p><b>【根拠法令】</b>                  介護保険法（平成9年法律第123号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>                  石巻市高齢者福祉計画                  第6期介護保険事業計画</p>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	<p>平成27年 4月 1日 介護保険法改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業創設                  平成28年 8月 石巻市生活支援・介護予防体制整備推進協議会（計3回）                  ～平成29年12月                  平成29年10月 第7期介護保険事業計画策定に係る関係課会議（計2回）                  ～11月</p>
<b>⑤ 主な内容</b>	<p>1 事業内容                  ・介護予防ケアマネジメントに基づき軽度な生活援助が必要な要支援者等に対し、当該要支援者等の居宅において、掃除、洗濯、ゴミ出し等のサービスを提供する。</p> <p>2 実施団体                  ・公共的団体、NPO等へ委託。</p> <p>3 従事者の資格要件                  ・市が指定する研修を受講すること。ただし、介護職員初任者研修をはじめ、訪問介護員に関する資格を既に取得している者は、当該研修の受講を免除する。                  （認知症の理解、訪問マナー等、軽度生活援助のための基本的事項に関する研修）</p>

<p>4 遵守すべき規準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時の対応、従事者又は従事者であった者の利用者の秘密の保持、従事者の清潔保持及び健康状態の管理について、必要な措置を講ずること。</li> </ul> <p>5 委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30分当たり800円。(その他に利用者負担額100円)</li> </ul> <p>6 提供時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1回の訪問につき1時間を限度とする。</li> </ul> <p>7 提供回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業のサービスのみを利用する場合は、週2回を限度とする。</li> <li>・この事業のサービスと、市の指定を受けた介護サービス事業所による訪問型サービスを利用する場合は、合わせて週2回を限度とする。</li> </ul>												
<p><b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p> <p><b>【影響・効果】</b>  要支援者等が、地域において自立した日常生活を営むことができる。  また、高齢者自身がこの事業の担い手として参加することで、生きがいがづくりや介護予防が図られる。</p> <p><b>【財源措置】</b>  平成30年度介護保険特別会計予算要求額…委託料 3,203千円  国負担割合 25%  県負担割合 12.5%  市負担割合 12.5%  第1号被保険者負担割合 23%  第2号被保険者負担割合 27%</p>												
<p><b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b></p> <p><b>【軽度生活援助訪問型サービス事業に類似の事業を実施している市町村】</b>  塩竈市、多賀城市、岩沼市、富谷市、丸森町、山元町、七ヶ浜町  （総合事業創設以前から実施していた生活援助事業を総合事業に移行）</p>												
<p><b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b></p> <table> <tr> <td>平成30年</td> <td>1月</td> <td>「石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業実施要綱」の制定 (平成30年2月1日施行予定)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2月</td> <td>市議会第1回定例会に関連予算を提案 委託団体の選定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月</td> <td>従事者研修の開催 地域包括支援センターへの説明会の開催</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4月</td> <td>サービス提供開始</td> </tr> </table>	平成30年	1月	「石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業実施要綱」の制定 (平成30年2月1日施行予定)		2月	市議会第1回定例会に関連予算を提案 委託団体の選定		3月	従事者研修の開催 地域包括支援センターへの説明会の開催		4月	サービス提供開始
平成30年	1月	「石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業実施要綱」の制定 (平成30年2月1日施行予定)										
	2月	市議会第1回定例会に関連予算を提案 委託団体の選定										
	3月	従事者研修の開催 地域包括支援センターへの説明会の開催										
	4月	サービス提供開始										
<p><b>⑨ その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険利用ガイド（パンフレット）への掲載</li> <li>・市ホームページ等での周知</li> </ul>												